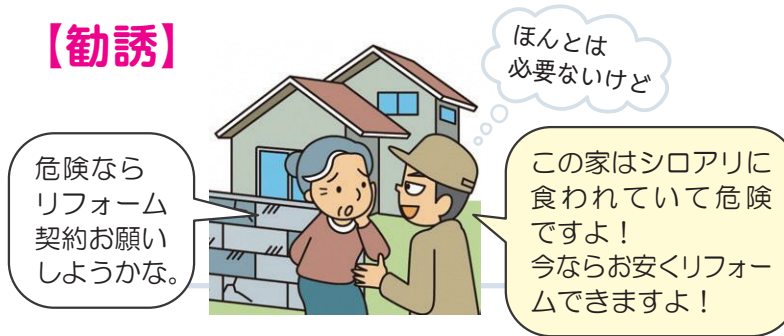


「不当な取引行為」を追加しました

契約の目的物以外の生命等重要な事項に関する事情について事実と異なることを告げる行為を追加

【勧誘】



- 「家が倒壊する恐れがある」と事実と異なることを告げ、契約締結する必要がないのにリフォームを勧める。

アポイントメントセールスの勧誘方法にSNSを追加

【勧誘】



- 電子メール等やSNSで「パーティーに行きませんか」と誘い、実際には貴金属の展示販売会で強引に契約を勧める。

※ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）とは・・・

人と人との社会的繋がりを維持・促進する様々な機能を提供するインターネット上の会員制サービスの一種。

消費者の願望について不安をあおって勧誘する行為を追加

【勧誘】



- 就活中の大学生に、その不安を知りつつ、「あなたは一生成功しない。この就職セミナーが必要」と告げ、就職対策セミナー講座の受講を勧める。

契約前なのに、強引に契約後の債務の内容を実施し、代金を請求する等の行為を追加

【勧誘】



- 見積りだけを依頼した消費者に対し、「もう作業は終了した」と費用を要求する。

契約締結を目指した事業活動を行い、その活動により生じた損失の補償を請求する等の行為を追加

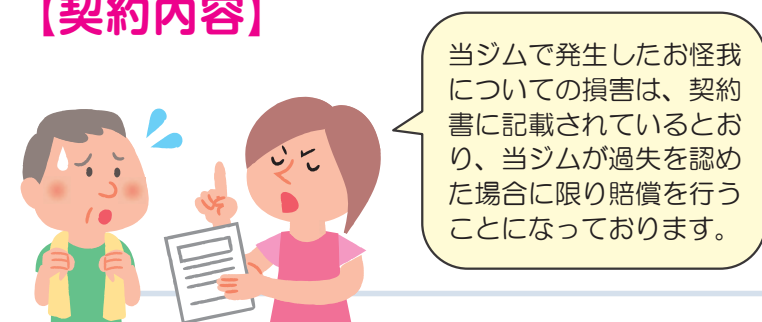
【勧誘】



- 飲食店で契約の勧誘をした事業者が、契約を締結しない消費者に「契約しないなら、かかった飲食代を払ってほしい」と代金を請求する。

「事業者が自身の責任を自ら決める条項」を定めた契約を締結させる行為を追加

【契約内容】



- 「当社が過失のあることを認めた場合に限り、損害賠償責任を負う」とする契約をさせる。

※このチラシのイラストは消費者庁イラスト集、リーフレット「不当な契約は無効です！ -早わかり！ 消費者契約法-」（消費者庁）を利用しています。

京都府消費生活安全センター

このチラシのお問い合わせは ☎075-671-0030（調査・指導係）まで